

「投資信託総合取引規定」新旧対比表（2024 年 11 月 5 日改定）

（下線部分が改定箇所）

改定前	改定後
第 2 章 設定、解約、買取および償還 第 2 節 設定 20.設定注文の方法 (2) 設定注文の当行受付時限については、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書（目論見書）に別段の定めがある場合を除き午後 3 時とし、当行は設定注文を投信委託会社に仲介いたします。ただし、受付時限間際、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合における時差等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後に設定注文を仲介することがあります。 第 3 節 解約 24.解約注文の方法 (2) 解約注文の当行受付時限については、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書（目論見書）に別段の定めがある場合を除き午後 3 時とし、当行は解約注文を投信委託会社に仲介いたします。ただし、受付時限間際、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合における時差等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後に解約注文を仲介することがあります。 28.スイッチング（乗換） (3) スwitching（乗換）の注文の当行受付時限については、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書（目論見書）に別段の定めがある場合を除き午後 3 時とし、当行は設定注文を投信委託会社に仲介いたします。ただし、受付時限間際、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合における時差等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後にスイッチング（乗換）の注文を仲介することがあります。	第 2 章 設定、解約、買取および償還 第 2 節 設定 20.設定注文の方法 (2) 設定注文の当行受付時限については、<u>午後 3 時 30 分とし、当行は設定注文を投信委託会社に仲介いたします。ただし、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書（目論見書）に別段の定めがある場合を除きます。また、受付時限間際、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合における時差等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後に設定注文を仲介することがあります。</u> 第 3 節 解約 24.解約注文の方法 (2) 解約注文の当行受付時限については、<u>午後 3 時 30 分とし、当行は解約注文を投信委託会社に仲介いたします。ただし、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書（目論見書）に別段の定めがある場合を除きます。また、受付時限間際、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合における時差等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後に解約注文を仲介することがあります。</u> 28.スイッチング（乗換） (3) スwitching（乗換）の注文の当行受付時限については、<u>午後 3 時 30 分とし、当行は設定注文を投信委託会社に仲介いたします。ただし、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書（目論見書）に別段の定めがある場合を除きます。また、受付時限間際、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合における時差等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後にスイッチング（乗換）の注文を仲介することがあります。</u>

以上